障害者差別解消に向けた取組みについて

1 差別解消支援地域協議会について

令和5年度においては現時点で2回の協議会を開催し、以下の項目などについて議論を 実施、今年度中に第3回を実施し、差別解消推進条例の改正について議論の予定 【第1回】

- · 日時 令和5年7月27日 10:00~12:00
- ・議題 障害を理由とする差別に関する相談について 差別解消に向けた取組みについて 障害者差別解消推進条例の改正について など

【第2回】

- · 日時 令和5年10月31日 14:00~16:00
- ・議題 障害を理由とする差別に関する相談について 差別解消に向けた取組みについて 障害者差別解消推進条例の改正について など

2 周知啓発活動について

(1) 市職員を対象とした研修の実施

- ・障害者差別解消を目的として、3種類の研修を実施
- ①差別解消研修(年4回程度)
 - 〔6月〕 イベントや説明会など実施の際のポイント
 - [9月] 不当な差別的取扱い、合理的配慮について
 - 〔12月〕 通知文書発送のポイント (音声コードや点字文書の紹介 など)
- ※それぞれの内容に一つずつ手話を紹介 (6月は「ありがとう」、9月は「こんにちは」 など)
- ②心のバリアフリー研修(都市計画課と共催)

<テーマ>聴覚障害のある方への理解

- · 日時 令和6年2月5日 14:30~16:00
- ・内容 当事者の方の講演(日野市聴覚障害者協会 田原直幸 氏)手話体験

③新人研修(毎年度4月)

・障害の社会モデル、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供など、障害者差別解消 に関する基本的な知識を紹介する研修を実施

(2)広報ひの(特集号・コラム)

- ・市民向けに差別解消に関する各種記事を広報に掲載
- ①広報ひのコラム

〔6月〕 視覚に障害のある方への声かけを

[8月] 障害のある方の地域での活躍

〔10月〕 見た目では分からない障害について

[2月] 障害ってなんだろう

②12 月特集号

- ●障害者週間イベントの周知
- ●知的障害のある方の日常紹介
- ●医療的ケア児等への支援

(3) 手話言語の国際デーの紹介

・9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、市役所本庁舎1階にてパネル展示とブルーライトアップを実施

<主なパネル内容>

- ●手話言語の国際デー、国際ろう者週間の紹介
- ●東京都手話言語条例について
- ●聴覚障害のある方の特性やコミュニケーションの方法
- ●手話に関する日野市の取組
- ●簡単な手話の紹介

(4)障害者週間の取組

- ・これまでと同様、障害のある方の"日常"に焦点を当てた様々な啓発を実施
- ①障害者週間イベント (イオンホール)
 - ●講演会「幸せについて考えてみよう」
 - ●体験コーナー
 - ●スポーツコーナー
 - ●スタンプラリー









②市役所本庁舎パネル展示

障害者差別解消に関する啓発パネルを作成し展示

- ●知的障害とは
- ●知的障害のある方の日常
- ●働く人のインタビュー
- ③市役所本庁舎作品展示

市内障害福祉サービス事業所の利用者(当事者の方)が制作した作品を展示

- ④イオンモール多摩平の森 作品展 市内障害福祉サービス事業所の利用者(当事者の方)が制作した作品を展示
- ⑤SDGs フェスへの出展(イオンモール多摩平の森) SDGs を軸に必要な取組みを考えチャレンジする有志チーム「ひのミラ」と連携し、

市内障害福祉サービス事業所の利用者(当事者の方)が制作した作品を、イオンモールで行われた SDGs フェスに出展、作品は事業所で不要になった資材を再利用して作ら

れたものが中心

⑥声かけサポート運動

東京光の家・JR 豊田駅と連携し、視覚障害のある方が安全に駅を利用するための声かけを促す運動

など

3 合理的配慮の提供促進に係る助成金について

- ・令和6年4月より、下記のとおり制度の変更を予定
 - ①助成対象メニューに「従業員等への研修謝礼」を追加
- ②工事・修繕の助成金額の上限を 20 万円→30 万円に増額

4 福祉教育ハートフルプロジェクトについて

令和5年度は下記5校にてプロジェクトを実施

- ・日野第三小学校
- ・日野第五小学校
- ・日野第六小学校
- ・日野第七小学校
- ・旭が丘小学校

令和6年度の希望校を募集、上記5校で実施の予定

5 障害者差別解消推進条例の見直し(改正検討)について

(1) 改正検討の規定

障害者差別解消推進条例 付則第2項

(検討)

2 この条例については、 **条例施行後3年**を目途として、障害者差別解消法の改正状況、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、 **協議会の意見を踏まえ必要があると認めるとき**は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(2) 改正内容の方向性(予定)

- ・障害者権利条約の対日審査の内容を反映(地域移行、インクルーシブ教育の推進)
- ・SDGs の要素を追加
- ・従業者への障害理解の促進を事業者の責務に追加など

(3) 市民等からの意見収集の検討

・差別解消支援地域協議会委員だけでなく、広く市民等からの意見を募る方法を検討中